

議会のあり方調査特別委員会 記録

開会年月日	平成 29年6月13日
開会時刻	午前 9時59分
閉会時刻	午前 10時32分
出席委員名	上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 世古 明 野口佳子
	岡田善行 福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕
	品川幸久 藤原清史 山根隆司 黒木騎代春
	西山則夫 上田修一 小山 敏 杉村定男
	工村一三 山本正一 佐之井久紀 宿 典泰
	世古口新吾 中山裕司
	浜口議長
欠席委員名	中村豊治
署名者	上村和生 北村 勝
担当書記	野中久司
協議案件	条例等検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
	(2) 伊勢市議会基本条例 (案) 及びパブリックコメントの実施について広報検討分科会からの報告について
	(3) 伊勢市議会議員政治倫理条例骨子 (案) について
	広聴検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
	広報検討分科会からの報告
	(1) これまでの協議の経過について (報告)
説明者	

開会 午前9時59分

◎西山則夫委員長

ただいまから、議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は26名でありますので会議は成立いたしております。

本日御協議いただきます案件につきましては、6月7日に企画調整部会を開催し、確認した内容でございます。

お手元の事項書のとおり、「条例等検討分科会からの報告」、「広聴検討分科会からの報告」、「広報検討分科会からの報告」の3件について御協議をお願いします。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において上村委員、北村委員の御兩名を指名いたします。

最初に、「条例等検討分科会からの報告」を議題といたします。

一つ目としまして、条例等検討分科会の「これまでの協議の経過について」、鈴木会長から報告を願います。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、これまでの協議の経過につきまして、御報告申し上げます。

私ども、条例等検討分科会につきましては、2月14日開会の企画調整部会で、予算審査について御報告を申し上げたところでございます。

その後、議会基本条例案及び政治倫理条例骨子案につきまして、本格的な議論に入り、2月6日に松阪市への先進地視察を実施、3月31日、4月19日には議会基本条例案と今後の流れ及び政治倫理条例骨子案を中心に議論を進めてまいりました。

そして、5月18日には議会基本条例案及び逐条解説案を、6月1日には政治倫理条例骨子案及びパブリックコメントを含めました、今後のスケジュールにつきまして、確認を終えまして、6月7日の企画調整部会での審議を経て、今回の報告となったところでございます。

なお、平成29年4月25日、中村会長から議長に分科会会長職の辞任の申し出がございまして、5月15日には各派代表者会議に報告がなされております。

そして5月18日開会の条例等検討分科会におきまして、中村会長の辞任を許可するとともに、正副会長の互選を行いました結果、会長に私、鈴木が副会長に福井委員が当選をしておりますので、御報告を申し上げます。

以上、「これまでの協議の経過」につきましての報告とさせていただきます。

何とぞよろしく御理解のほどお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいま、鈴木会長から「これまでの協議の経過について」、御報告をいただきました。このことについて、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、条例等検討分科会、鈴木会長からの報告がありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

次に、二つ目として、「伊勢市議会基本条例案及びパブリックコメントの実施について」を議題といたします。

鈴木会長から説明を願います。

会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

続きまして、「伊勢市議会基本条例案及びパブリックコメントの実施」につきまして説明をさせていただきます。

初めに、「伊勢市議会基本条例案」でございます。

資料につきましては、1の1と1の2とございますが、資料1の1につきましては、条文のみ、資料1の2は条文に逐条解説を加えましたもので、これがパブリックコメントの原案となりますことから、資料1の2に基づきまして説明をさせていただきますし、1の2で御協議をお願いしたいというふうに思っております。

まず、資料1の2の1ページ「前文」でございます。

ここでは、議会基本条例制定の意義、議会は、地方自治にふさわしい市政の確立に向けた不断の努力を重ね、議員各自にありましては、自覚と見識を持って市民の負託に応えるという決意を示してございます。また、用語の説明といたしまして、二元代表制、改革先行型及び市民につきまして付記をしております。

つづきまして、3ページでございます。

第1条の「目的」でございます。ここでは、条例制定の目的を規定するもので、地方自治の本旨にのっとり中、市民の負託にこたえ、市民福祉の増進、市政の発展に寄与することといたしております。また、用語の解説に地方自治の本旨及び市民福祉の増進を、参考条文といたしまして、憲法及び地方自治法の関連条項の抜粋を付記してございます。

次に、5ページです。第2条「議会の活動原則」でございますが、議会活動を進めるに当たりましては、一つに、公開性、公正性、透明性、信頼性が担保されました、市民に開かれた議会であること。二つに、市民の多様な意見を把握し、市政に反映させること。三つに議員相互間で自由な討議を尽くし、その合意形成に努めること。四つ目には、議長、副議長の選出に当たりましては、所信表明の機会を設け、市民に議長、副議長選出の過程を明らかにすることとしております。

次に、6ページ、第3条の「議員の活動原則」でございます。

議員は、議会が言論の府または合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進すること。市民の意見を的確に把握し、不断の研さんによって自己の能力を高め、市民の代表としての相応しい活動をする事、そして市民全体の福祉の増進を目指し活動することを「議員の活動原則」といたしております。

また、用語の説明として言論の府、合議制の機関について付記をいたしております。

次に、7ページでございます。第4条の「議会の役割」であります。

議会の役割は市の意思決定機関であって、議決の責任を負うとともに、行政活動の監視、

政策の立案を行うものとしたしております。また、解説にございます、地方自治法第 100 条を抜粋しております。

次に、8 ページ、第 5 条の「議長の責務と役割」でございます。

議長は中立公正な職務遂行に努め、議会の品位を保持するとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めることとしたしております。

第 6 条は、「大規模災害時の議会の対応」でございます。

議会は大規模災害時には市民の生命と財産を保護し、市民生活の平穏を確保するため、効果的、機動的な活動が図られる体制の整備に努めることとしたしております。なお、大規模災害への対応は、平成 28 年 6 月 27 日に制定をされております伊勢市議会大規模災害対応基本方針に定められております。

次に、9 ページ、第 7 条の「会派」でございます。

同一の理念を要する共有する議員同士で、議会活動を行うための政策集団として、会派の結成を認めており、政策の立案等におきましては、会派で議論を尽くした上で、その意思を表明することができることとしたしております。

次に、10 ページです。第 8 条、「市民参加及び市民との連携」でございます。

議会の会議は原則公開といたします。そして、情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないこととしたしております。

また、第 3 項になりますが、議会は議会報告会等、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図ることとしたしております。

第 4 項には、参考人制度、公聴会制度の活用について規定をいたしております。なお、解説にございます地方自治法第 115 条の 2 を抜粋いたしております。

続きまして、12 ページ、第 9 条は、「請願及び陳情」の規定でございます。請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、真摯に取り扱うとともに、請願者におきましては、説明または意見陳述の場を設けることができることとしたしております。なお、用語として、請願及び陳情の説明を加えております。

次に 13 ページの第 10 条「議員の定数」でございます。

議員定数の改定にあたりましては、行財政改革の視点、市政の現状と課題、将来予測とその展望、そして、類似団体との比較検討等を考慮し、また、市民の意思を市政に反映することが可能となるよう、その定数を定めることとしたしております。なお、議員定数につきましては、伊勢市議会議員定数条例で定めております。

次に、14 ページ、第 11 条は、「議員報酬」の規定でございます。

議員は、議員報酬が市民の負託を受けた職務遂行に対するものであることを自覚しなければならないこととしたしております。なお、議員報酬につきましては、伊勢市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定められております。また、参考条文として、地方税法第 203 条第 4 項の規定を抜粋いたしております。

次に、15 ページ、第 12 条「議会と市長等との関係」でございます。

議会の会議での質疑応答は、市政上の論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うこととしたしております。また、議員と市長との関係は、緊張関係を保持するとともに、市長及び職員にありましては、議長の許可を得て反問することができるものであります。なお、用語として、一問一答方式について説明をいたしております。

次に、16 ページ、第 13 条は「法第 96 条第 2 項の議決事件」でございます。

議会は、その機能強化を図るため、地方自治法第 96 条第 2 項に定めます議決事件の範囲の拡大を図るものとしたしております。その議決事件につきましては、今後、仮称でございますが、伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例として、御検討を願うこととなっております。また、参考条文として地方自治法第 96 条第 2 項の規定を抜粋いたしております。

次に、17 ページ、第 14 条、「定例会の回数及び会期」でございますが、定例会の回数及び会期につきましては、議会の機能が十分発揮できる期間を確保することといたしております。なお、定例会の招集回数は伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例で定めております。

次に、第 15 条「予算及び決算の審議における説明資料の作成の要請」の規定でございます。予算決算の審査に当たりましては、市長に対し、施策別事業別の資料作成を求めることといたしております。

次に、18 ページ、第 16 条は、「委員会」の規定でございます。

委員会では、専門的、具体的な議論によりまして、議案等の審議を行うこととし、議会閉会中の継続審査事項を積極的に定めることといたしております。

次に、19 ページ第 17 条の「政務活動」でございます。

会派は、地方自治法第 100 条第 14 項に規定します、政務活動費を有効に活用し、積極的な市政に関する調査研究等を行わなければならないこと。そして、その調査研究等の成果につきましては、議員間で共有するよう努めることといたしております。

なお、政務活動費に関しましては、伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例に定められており、政務活動費の取り扱いマニュアルに基づきまして運用をしているところであります。

また、参考条文として地方自治法第 100 条の第 14 項の規定を抜粋いたしております。

次に、20 ページの第 18 条「議員研修」でございますが、議員研修につきましては、議員の資質、政策形成能力、政策立案能力の向上を図るため、その充実強化に努めることといたしております。

また、第 19 条「議会改革の取組」では、議会改革につきましては継続して取り組むものであります。

次に、21 ページ、第 20 条「広報広聴機能の充実」でございます。

議会は、議案審議の結果等につきまして、多様な媒体を持ち、情報提供に努めるとともに、市民の意向の把握にも努めることといたしております。

また、広報広聴機能の充実を図るため、特別委員会を設置することとし、その特別委員会につきましては、伊勢市議会のあり方調査特別委員会、企画調整部会及び分科会の設置に関する要綱で規定をしているところであります。

次に、22 ページになりますが、第 21 条、「議員の倫理」でございます。

議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならず、その政治倫理につきましては、仮称でございますが、伊勢市議会議員政治倫理条例で定めることといたしております。

次に、第 22 条は、「議会事務局」でございます。

議長は、議員で行います政策形成、政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査法務機能の充実強化を図るように努めることといたしております。

次に、23 ページ、第 23 条の「議会図書室」では、議会に議会図書室を設置し、市民及び市職員の利用にも供することといたしております。なお、議会図書館の管理運営につきましては、伊勢市議会図書室規程で定めております。

第 24 条の「他の条例との関係」では、議会に関する他の条例等の制定改廃に際しましては、この条例との整合を図ることといたしております。

次に、24 ページ、第 25 条の「見直し手続」では、議会基本条例の目的が達成されているかどうかを常に検証し、必要に応じて改正等を加えるとともに、議会に関する他の条例等におきましても、その改正等が必要と認められれば、適正な措置を講ずることといたしております。

最後に「附則」になりますが、この条例は、この秋に予定されております改選の前、平成 29 年 10 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上が「伊勢市議会基本条例案」の説明でございますが、続きまして、「パブリックコメントの実施」につきまして説明をさせていただきます。

パブリックコメントにつきましては、ただ今、説明させていただきました「伊勢市議会基本条例案」につきまして、広く市民の皆様の見解を収集し、その意見をこの条例に反映するため、伊勢市政策意見提出制度、パブリックコメント制度実施要綱に準じまして、実施するものであります。

具体的には、資料 1 の 3、1 の 4 でお示しをしておりますが、議会事務局を初め、19 カ所の公共施設に伊勢市議会基本条例案を備え置き、意見を求めるものであります。なお、意見募集の期間は平成 29 年 7 月 14 日金曜日から、8 月 14 日月曜日の 1 カ月間とし、7 月 15 日号の広報いせをはじめ、伊勢市議会のホームページ、ケーブルテレビの文字放送などで周知を図ることといたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、「伊勢市議会基本条例案及びパブリックコメントの実施について」の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から、「伊勢市議会基本条例案及びパブリックコメントの実施について」説明をいただきました。

このことについて御協議を願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。

「伊勢市議会基本条例案及びパブリックコメントの実施について」は、条例等検討分科会の鈴木会長からの説明のとおり、決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

よって、「伊勢市議会基本条例案、及びパブリックコメントの実施について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、決定いたしました。

次に、三つ目といたしまして、「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」を議題とします。

鈴木会長から説明を願います。

鈴木会長。

○鈴木豊司条例等検討分科会会長

それでは、続きまして、「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」説明をさせていただきます。

資料2になりますので、よろしく願いいたします。

まず1番は、この条例の「目的」でございまして、議員の政治倫理の規律を定めることによりまして、倫理意識の向上及び確立に努め、健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的といたしております。

2番は、「議員の責務」で市民全体の代表者としてみずからの役割を認識し、その使命の達成に努めることといたしております。

3番には「政治倫理基準」を定めております。議員は政治資金規正法、公職選挙法の規定を厳守するとともに、ここに規定します政治倫理基準を遵守することになります。

「政治倫理基準」の一つ目は、常に市民全体の利益の実現を目指し、行動するとともに、職務の公正を疑われるような金品の授受をしないこと。二つには、市が行う認可、請負等の契約に関し、個人が特定の企業団体のための有利な取り計らいをしないこと。三つ目に、職員の採用人事異動等に関し、特定の個人の推薦または紹介をしないこと。四つ目に、市から補助金等を受けている団体を代表する役員に就任しないこと。五つ目に、市税等の完納または分納は誠実に行うこと。最後六つ目には、先の5項目のほか、市民全体の代表者として品位と名誉を損なう一切の行為を行わないことといたしております。

2ページの4番は、「審査の請求」でございまして、3番に掲げます政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、市民にありましては、選挙権を有するものの総数の100分の1以上の連署、議員にありましては、2会派以上、かつ議員定数の4分の1以上の連署をもちまして、議長に、審査の請求ができるものといたしております。議長は、その審査の請求を受けたときは10日以内に5番に定めます政治倫理審査会に審査を付託するものとなります。

その5番につきましては、「審査会の設置等」でございまして、議長は、市民または議員から審査の請求があったときは、伊勢市議会議員政治倫理審査会を設置いたします。そして、審査会は審査のための資料の請求、あるいは事情聴取など、必要な調査を行うことができるものとし、審査会の構成につきましては、議長が委嘱する委員5人以内といたしております。

また、必要があると認めるときは、伊勢市議会議員を審査会の委員として、委嘱する

ことができるものとしたしております。なお、審査会の運営に関する詳細な事項につきましては、規則に委ねることとなります。

次に2ページ後段から3ページにかけては、6番の、「議員の協力義務等」でございます。ここでは、審査請求の対象となります議員は、審査会の求めに応じ、必要な資料を提出し、または会議に出席して、意見を述べなければならないこととしたしております。

7番の「審査結果報告書の提出等」でございます。審査会は審査を行ったときは議長に、審査結果報告書を提出し、議長は、その審査結果につきまして、審査請求をしたことに通知をするとともに、その概要を公表することとしたしております。

次に8番、「議会の措置」でございます。議会は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとしたしております。

最後に9番、「委任」でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は議長が別に定めることとしたしております。

以上が、「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」の説明でございます。

なお、この骨子案につきましては、本日の議会のあり方調査特別委員会での審議を経た後に、次の段階として、条文化の作業に入りたいというふうに考えております。

そして、改めまして「伊勢市議会議員政治倫理条例案」として、企画調整部会、あるいは、議会のあり方調査特別委員会で審議を煩わすこととなりますので、御了承の上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

#### ◎西山則夫委員長

ただ今、鈴木会長から、「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」説明をいただきました。

このことにつきまして、御協議をお願いします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎西山則夫委員長

御発言もないようでございます。

お諮りします。

「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明のとおり、決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

よって、「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子案について」は、条例等検討分科会、鈴木会長からの説明とおり、決定いたしました。

次に、「広聴検討分科会からの報告について」を議題といたします。

広聴検討分科会の「これまでの協議の経過について」、宿会長から報告をお願いします。  
宿会長。

○宿 典泰広報検討分科会会長

それでは、「これまでの協議の経過について」御報告申し上げます。

私ども、広聴検討分科会の具体的な調査・検討項目は、議会アンケート、広聴機能のあり方・仕組みづくり、議会報告会・意見交換会、その他広聴に関することではありますが、まず初めに議会アンケートにつきましては、昨年9月から11月にかけて市民への郵送によるアンケート調査を実施し、その結果をまとめた報告書を作成し、1月15日号の広報いせと同時に市内全世帯へ各戸配布を行いました。

次に、議会報告会・意見交換会については、対象者や実施体制の検討を行い、選挙権の引き下げもあったことから、若い世代との意見交換の場を検討し、皇學館大学へお願いしたところ賛同いただき、大学が取り組んでおられるCLL活動・地域課題学習活動の一環として、先日6月5日に1回目の意見交換会を実施いたしました。

なお、初めての試みということで、1回目は学生から意見をいただくところまでは至っておりませんでした。本会議や委員会の傍聴案内をさせていただき、8月頃に2回目を実施できるよう調整をしていく予定であります。

また、総連合自治会との意見交換会を検討しており、先日、市民交流課を通じ、お話をさせていただいたところであり、今後の調整にもよりますが、できれば全議員での対応を想定いたしておりますので、協議が整いましたら、改めて皆様に御報告させていただきます。

今後につきましては、議会活動として取り組む広聴機能のあり方、制度構築の検討が必要であり、他の分科会と調整を図りながら、改選までにできることを、検討していく予定でございます。

以上、広聴検討分科会において、これまで協議してきた経過でございます。

◎西山則夫委員長

ただ今、広聴検討分科会の宿会長から、「これまでの協議の経過について」、御報告をいただきました。

このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広聴検討分科会、宿会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

次に、広報検討分科会からの報告を議題といたします。

広報検討分科会の「これまでの協議の経過について」上田会長から報告を願います。  
上田会長。

○上田修一広報検討分科会会長

それでは、「これまでの協議の経過について」を御報告申し上げます。

私ども、広報検討分科会の具体的な調査・検討項目は、市議会だより、ホームページ、議会のライブ中継、議会のICT化、その他広報に関することでもあります。

まず初めに、市議会だよりにつきましては、これまでのいせ市議会だより発行委員会での内容を踏襲しつつ、現在まで3回の編集発行をしておりますが、表紙写真のレイアウト変更など紙面の見直しを図り、より市民に親しまれる議会だよりとなるよう、本分科会の中で協議を重ね、編集・校正作業を行っているところでございます。

次に議会のICT化につきましては、市民へ最新の議会情報をわかりやすく提供することと、市民が議会への参画しやすい環境を整備するために、先進地事例を継続して調査しており、2月9日には、名古屋市で開催された自治体向けのICT推進セミナーに本分科会として参加し、タブレット運用の研修を受けてまいりました。

また、庁舎改修後の本庁舎における放送設備について、カメラ連動のマイクシステムやインターネット配信を想定したハイビジョンカメラの導入などを予定しております。インターネットによる議会中継の配信を実施していくことを前提に、配信方法等の調査・検討を行っているところでございます。

今後につきましては、市議会だよりの発行及び議会のICT化を本分科会の主な調査・検討項目とし、他の分科会と調整を図りながら、改選までにできることを検討していく予定でございます。

以上が、広報検討分科会において、これまで協議してきた経過でございます。  
よろしく申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、上田会長から、「これまでの協議の経過について」、報告をしていただきました。

このことについて御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、広報検討分科会、上田会長から報告のありました、「これまでの協議の経過について」は、この程度で終わります。

以上で本日、御協議願う案件は終了いたしました。

それでは、これもちまして、議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

御苦労様でございました。

閉会 午前10時32分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員